



# 熊本県公報

第11907号  
平成22年5月14日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

<b>告 示</b>	
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 1
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課) 1
○指定介護予防サービス事業者の指定	( " ) 2
○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定	(障害者支援総室) 2
○特定計量器定期検査	(産業支援課) 2
○道路の区域変更	(道路保全課) 3
○道路の供用開始	( " ) 3
<b>公 告</b>	
○肥料登録有効期間更新	(農業技術課) 4
○電子計算機等の賃貸借に関する契約に係る相手方等の決定	(情報企画課) 4
○国土調査成果の認証	(農村整備課) 4
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(建築課) 5
<b>登 載 依 頼</b>	
○第4回熊本県行政文書等管理のあり方検討委員会の開催	(熊本県行政文書等管理のあり方検討委員会) 5
○第22回参議院議員通常選挙(選挙区)における立候補予定者説明会の開催	(選挙管理委員会) 6

## 告 示

### 熊本県告示第534号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
平成22年5月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡美里町洞岳字飯田谷4388番1、4388番2、4388番4、4389番1、4389番2、4390番1、4390番2、4391番1、4391番2、4392番、4395番、4396番1、4396番2、4397番1、4397番2、4398番1、4398番2、4399番1、4399番2、4400番1、4400番2、4401番、4404番、4406番、4408番、字大崩4411番から4413番まで、4415番、4415番2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字飯田谷4388番4、4399番2、4389番1・4389番2・4390番1・4390番2・4391番2・4397番2・4398番2・字大崩4415番2(以上8筆については次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県宇城地域振興局並びに美里町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 熊本県告示第535号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。  
平成22年5月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスきくりん 菊池市隈府1144番地2	株式会社菊池グランドホテル	平成22年5月1日

熊本県告示第536号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。  
平成22年5月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスきくりん 菊池市隈府1144番地2	株式会社菊池グランドホテル	平成22年5月1日

熊本県告示第537号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。  
平成22年5月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

(精神通院医療)

医療機関の名称及び所在地	指定年月日	医療機関コード
こころの元気クリニック 熊本市水道町8-2 秀匠苑ビル5階	平成22年5月1日	0128550
内田クリニック 熊本市水前寺二丁目6-20	平成22年5月1日	0128592
めばえ薬局 熊本市帯山三丁目18-42	平成22年5月1日	0146705
さくら調剤薬局上熊本店 熊本市上熊本二丁目12-25	平成22年5月1日	0146390

熊本県告示第538号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により水俣市及び葦北郡における特定計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により告示する。  
平成22年5月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 集合検査

検査区域	検査日	検査受付時間	検査場所	対象となる特定計量器
芦北町	平成22年 6月14日	午前10時から午後3時まで	芦北町地域活性化センター	非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり
芦北町	平成22年 6月15日	午前10時30分から正午まで	J A あしきた 吉尾支所	
芦北町	平成22年 6月15日	午後1時30分から午後3時まで	芦北町 大野出張所	
芦北町	平成22年 6月16日	午前10時から午前11時30分まで	芦北福祉センター	
芦北町	平成22年 6月16日	午後1時から午後3時まで	芦北町 社会教育センター	
芦北町	平成22年 6月17日	午前10時から午後3時まで	芦北町 社会教育センター	

津奈木町	平成22年 6月21日	午前10時30分 から午後4時まで	津奈木町農業就 業改善センター
水俣市	平成22年 6月22日	午前10時から正 午まで	水俣市 愛林館
水俣市	平成22年 6月22日	午後1時30分か ら午後4時まで	J Aあしきた 東部支所
水俣市	平成22年 6月23日	午前9時30分か ら午前11時30 分まで	湯の鶴温泉保健 センター
水俣市	平成22年 6月23日	午後1時から午後 4時まで	水俣市総合体育 館
水俣市	平成22年 6月24日	午前9時から午後 4時まで	水俣市総合体育 館
水俣市	平成22年 6月25日	午前9時から午後 2時30分まで	水俣市総合体育 館

2 所在場所検査

実 施 期 日	実 施 場 所
平成22年7月12日から平成22年7月23日まで	特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号から第5号に定めるものにあつては、その計量器の所在場所

3 実施機関

社団法人 熊本県計量協会

熊本県告示第539号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成22年5月14日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年5月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路 線 名	区 域 を 変 更 す る 区 間	前 後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	宮崎芦北線	葦北郡芦北町大字八幡字見附 8番1地先から 同町大字花岡字伊徳庵 652番5地先まで	前	7.2 ～ 16.5	1,337. 0	地基創 交安 (歩道 整備)
			後	8.5 ～ 17.5	1,337. 0	

2 区域を変更する期日 平成22年5月14日

熊本県告示第540号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成22年5月14日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年5月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	熊本大津線	合志市竹迫字坂ノ下 121番7地先から 同所 99番1地先まで	355.5	地基創 交安 (歩道 整備)

2 供用を開始する期日 平成22年5月14日

公 告

熊本県公告第259号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。  
平成22年5月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥第1317号	魚かす粉末	魚粕粉末1号	全窒素量：5.5 りん酸全量：8.5	該当なし	野口寛 熊本県天草市久玉町1463-13番地	平成28年5月9日
熊本県肥第237号	消石灰	消石灰	アルカリ分：60.0	該当なし	木葉石灰企業組合 熊本県玉名郡玉東町大字木葉1101番地	平成28年5月29日

熊本県公告第260号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則第11条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。  
平成22年5月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 特定役務の名称及び数量  
電子計算機組織及びプログラム・プロダクト一式の賃貸借
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本県企画振興部情報企画課  
熊本市水前寺六丁目18番1号
- 3 契約の相手方を決定した日  
平成22年3月31日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所  
日本電子計算機株式会社  
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 契約金額  
127,659,540円（うち消費税及び地方消費税の額6,079,020円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
特例政令第10条第1項第2号による。

熊本県公告第261号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により水俣市ほか7市町村における地籍調査の成果を国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。  
平成22年5月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

調査を行った者の名称	調査を行った時期	調査を行った地域	成果の名称	認 証 年 月 日
水俣市	平成20年度から平成21年度まで	大字久木野の一部	地籍図及び地籍簿	平成22年 5月 6日
水俣市	平成20年度から平成21年度まで	大字越小場の一部		

山鹿市	平成19年度から 平成21年度まで	菊鹿町矢谷の一部
山鹿市	平成19年度から 平成21年度まで	菊鹿町相良の一部
菊池市	平成20年度から 平成21年度まで	亘の一部
菊池市	平成19年度から 平成21年度まで	木庭及び藤田の各一部
阿蘇市	平成19年度から 平成21年度まで	波野大字赤仁田の一部
阿蘇郡 南小国町	平成19年度から 平成21年度まで	大字中原の一部
上益城郡 山都町	平成20年度から 平成21年度まで	白藤の全部
葦北郡 芦北町	平成19年度から 平成21年度まで	大字白石・簸瀬の全部
球磨郡 球磨村	平成19年度から 平成21年度まで	大字渡甲及び乙の各一部

**熊本県公告第262号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成22年5月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
荒尾市菰屋字新堤247番3の一部、同247番7の一部、同247番9、同247番10の一部、同247番11及び同字上部谷437番の一部  
4,971.51平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
荒尾市牛水391番地1  
有限会社 荒尾きのこセンター

**登載依頼****熊本県行政文書等管理のあり方検討委員会公告第4号**

第4回熊本県行政文書等管理のあり方検討委員会を次のとおり開催する。

平成22年5月14日

熊本県行政文書等管理のあり方検討委員会委員長 米澤 和彦

- 1 開催日時  
平成22年5月21日（金）  
午前9時30分から（2時間30分程度）
- 2 開催場所  
熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁 本館5階 審議会室
- 3 会議次第（案）  
議事 提言について
- 4 傍聴手続  
（1）傍聴希望者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。  
（2）会議の傍聴の受付は、会議の開催予定時刻の30分前から行い、傍聴者の定員を満了した時点又は会議開催予定時刻になった時点で終了する。  
（3）傍聴者の決定は、受付先着順とする。ただし、受付開始時点で既に定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。
- 5 問い合わせ先  
熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県総務部県政情報文書課（電話096-333-2061）

**熊本県選挙管理委員会公告第1号**

第22回参議院議員通常選挙（選挙区）における立候補手続等について、次のとおり説明会を行います。

平成22年5月14日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 柴 田 憲 保

- 1 日 時 平成22年6月4日（金）午前10時から
- 2 場 所 熊本県庁行政棟本館10階 1002会議室
- 3 問い合わせ先  
熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県選挙管理委員会（熊本県総務部市町村総室選挙班）  
（電話 096-333-2104）